

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2026(令和8)年度)

作成日 2026/10/14

最終更新日 2026/10/14

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026/10/1
国立大学法人名		国立大学法人大阪教育大学
法人の長の氏名		学 長 岡 本 幾 子
問い合わせ先		監査室 (TEL:072-978-5165、E-mail:kansa@bur.osaka-kyoiku.ac.jp)
URL		https://osaka-kyoiku.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	■ 確認方法等 当法人は、経営協議会に対し、令和8年度第3回経営協議会（令和8年6月開催）において、令和8年度の適合状況等の報告におけるプロセスについて説明を行いました。また、そのプロセスに沿って、適合状況等の取りまとめ作業を進め、令和8年度第4回経営協議会（令和8年9月開催）において、令和8年度の適合状況等を審議し、意見照会を行いました。経営協議会からの意見及び当該意見に対する当法人の対応については、以下のとおりです。なお、これらを含む最終の報告書についても、令和8年度第5回経営協議会（令和8年10月開催）において、経営協議会に対しフィードバックを行っております。
		■ 経営協議会からの意見 ○ 全般 ガバナンス・コードについては、全原則について適合している状況にある。 ○ 補充原則1-2①、補充原則1-2② 現状の対応状況は適切である。具体的な実行とその成果を検証し、PDCAサイクルを回すことが重要である。また、組織的なデータ収集・分析を通じてエビデンスに基づく意思決定の実例を提示することが望まれる。
		○ 補充原則4-2④ コンプライアンス研修は、一度の実施にとどまらず、役職や職務等に応じた内容で継続的・反復的に実施し、組織全体へのコンプライアンス意識の浸透・定着を図ることが重要である。
		■ 意見への対応状況等 ○ 補充原則1-2①、補充原則1-2② エビデンスに基づく意思決定の具体例としては、役員を対象として年3回、IRデータを用いた分析結果を報告し、法人の意思決定や施策の検討に活用しています。 具体的には、次のとおり分析を行っています。 ・教員志望度と入試倍率、GPAとの相関 ・コロナ禍前後の学生の学習状況や本学での学びにおける満足度の変化 ・財務データの他大学との比較、外部資金獲得のための方策 ・学部改組前後の入試成績、GPA、学習状況、教員志望度の変化 ○ 補充原則4-2④ コンプライアンスに関する研修は、総務課、人事課及び学術連携課など複数の部署において、それぞれの所掌や対象者に応じた内容で継続的・反復的に実施しています。今後も役職や職務等に応じた研修を継続的に実施し、組織全体へのコンプライアンス意識の浸透・定着を図っていきます。

記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	■ 確認方法等 当法人は、監事に対して、令和8年度第3回経営協議会（令和8年6月開催）及びその他の会議において、令和8年度の適合状況等の報告におけるプロセスについて説明を行いました。また、そのプロセスに沿って、適合状況等の取りまとめ作業を進め、令和8年度第4回経営協議会（令和8年9月開催）及びその他の会議において、令和8年度の適合状況等の説明を行い、令和8年9月1日から同月9日までの間、意見照会を行いました。監事からの意見及び当該意見に対する当法人の対応については、以下のとおりです。なお、これらを含む最終の報告書についても、令和8年度第5回経営協議会（令和8年10月開催）及びその他の会議において、監事にフィードバックを行っております。 ■ 監事からの意見 ○ 全般 ガバナンス・コードについては、全原則について適合している状況にある。 ○ 補充原則 3-4-3 令和8年6月に「監査指摘事項等に係るフォローアップ実施要項」が策定され、監事監査、監査室による内部監査及び会計監査人による監査において指摘された事項等について、その対応状況を継続的に把握・確認する仕組みが整備されたことは、監査における指摘事項等に対する是正・改善の確実な実施及び不適切事案の再発防止を図る上で重要な取組である。今後は、この取組を着実に運用し、指摘事項等への対応状況を継続的に確認することにより、監査の実効性の確保と法人運営の改善につなげていくことが求められる。 ○ 補充原則 4-2③ 研究インテグリティの確保に向け、研究データ管理体制に係る監査や自己点検の仕組み、相談窓口の整備等について、引き続き検討が進められている。研究活動の健全性・公正性を確保する観点から、これらの体制が整備され、実効的に運用されることが重要であり、今後の進捗状況を注視していきたい。 ○ 補充原則 4-2④ 令和8年10月1日からカスタマーハラスメント対策が義務化されることを受け、本学においても、基本方針及びガイドラインの制定が予定されている。学内外の関係者に適切に周知するとともに、基本方針及びガイドラインに基づき、カスタマーハラスメントからの教職員保護が実効的に行われることが重要であり、今後の運用状況を注視していきたい。 ■ 意見への対応状況等 ○ 補充原則 3-4-3 「監査指摘事項等に係るフォローアップ実施要項」に基づき、監事監査、内部監査及び会計監査人による監査における指摘事項等への対応状況を継続的に把握・確認し、着実にフォローアップを実施していきます。また、フォローアップの対応状況は監事及び会計監査人と共有し、是正改善の確実な実施及び問題事象の再発防止を図るとともに、内部統制の有効性の向上につなげていきます。 ○ 補充原則 4-2③ 研究データ管理体制に係る監査・自己点検の仕組みや相談窓口を整備し、実効的に運用することが重要と認識しております。現在、研究担当理事の下、研究推進室及び関係委員会等において、研究インテグリティの確保等に向け、これらの体制の整備について課題を整理しながら検討を進めております。今後も検討状況を踏まえ、必要な体制の整備及び実効性のある運用につなげてまいります。 ○ 補充原則 4-2④ 令和8年10月1日にカスタマーハラスメントに関するウェブページを公開し、本学の対応姿勢を学外に周知するとともに、学内の構成員に対しても学内掲示板等で周知を行っていく予定です。 また、必要な知識と実践的なスキルの習得を目的としたカスタマーハラスメント研修を実施するとともに、基本方針等制定後は、実際の事例や運用状況を踏まえ、必要に応じて対応方法の見直しを行うなど、教職員の適切な保護を行っていきます。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っておりません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
------	-------	-----

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を
要しない法人である。

- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		国立大学法人大阪教育大学（以下「当法人」という。）は、基本理念により、我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることをミッションとして掲げています。当該ミッション実現のため、中期目標期間の基本目標をビジョン、中期目標・中期計画を目標及び具体的な戦略に相当するものとして策定しています。 また、これら策定にあたり、地元教育委員会との連携協議会や学生アンケート等を通じてステークホルダーの声を収集するなど、社会の要請の把握に努めています。 令和４年３月、当法人は、『令和の日本型学校教育』を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を革新していくための牽引役としての役割を果たすべく、文部科学大臣から教員養成フラッグシップ大学の指定を受けました。この教員養成フラッグシップ大学構想も、当法人の基本理念、ミッション及びビジョンに基づく、目標及び具体的な戦略を実現するための道筋のひとつとなっています。 当法人では、これらの実現に向け、学長のリーダーシップのもと全学が一体となって取り組むこととしています。 <基本理念> 我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることを使命とする。 <基本理念を実現するためのミッション> 教育現場と真のパートナーシップを構築し、人権を尊重し、継続的かつ一貫した法人の経営方針のもとアカデミックガバナンスを確立する。さらに、附属学校園等を活用した教育のための実証研究によってエビデンスを獲得し、SDGsの実現や、Society5.0や予測困難な知的創造社会の到来に柔軟に対応できる新たな学校教育へ貢献する大学として不断の教育研究環境の改善を含めた大学・附属学校改革を推進する。 <ミッションを実現するためのビジョン> １ 学校教育に貢献する人材養成拠点となる大学 課題解決型の能動的学修を中心とした教育への転換を図り、最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力を鍛える。 ２ 教育イノベーションをデザインし、日本の教員養成をリードする大学 大規模教員養成単科大学のスケールメリットを生かし、附属学校園、国内外の大学、教育委員会を含む自治体、産業界等との連携を進展させ、ニューノーマルにも対応した、教育現場に資するイノベーションを創出する。 ３ 世界・社会の高度で多様な頭脳循環の拠点となる大学 ・異なる文化との共存や国際協力の必要性を理解し、教育現場の国際化に貢献できる人材の輩出を通じ、日本の国際化に貢献する。 ・都市型キャンパスを活用した社会人向け大学院教育を展開し、多様な頭脳循環を実現する。 ４ 社会や地域の実践的シンクタンク機能を有する大学 教育現場に求められる変革に対応するため、教育委員会・学校現場・行政・産業界・大学等が、それぞれ抱える課題（弱み）や資源（強み）を一堂に集積し、大きな成果を生み出す仕組み（地域連携プラットフォーム）を構築する。 ５ 柔軟で継続的に改革を推進する大学 大学改革の推進や様々な取組への強化を図るため、学長及び大学運営体制のガバナンス機能を強化する。 ６ 多様かつ柔軟な連携を有する大学 連合教職大学院を構成する大学との連携関係を深めるとともに、教育研究力の向上に資するため、他大学との教育研究資源の共有化を推進する。 ・中期目標・中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/mplan.html ・教員養成フラッグシップ大学構想 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/flagship.html ・教育研究活動等に関する自己点検・評価 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/hojin/hyoka.html

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		当法人は、評価室及び自己点検・評価委員会において、中期目標・中期計画の進捗及び達成状況について自己点検・評価を実施し、また、自己点検・評価委員会において、教育、研究及び社会貢献等の諸活動に関する質の向上・改善を図るため点検及び評価を実施し、その結果及び改善に反映させた結果を自己点検・評価報告書としてまとめ公表しています。 ・業務の実績に関する報告書 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/hojin/jiseki.html ・評価関連情報（自己点検・評価報告書、大学機関別認証評価等） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/hojin/hyoka.html
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	当法人は、組織及び運営に関する基本的事項を定めた「基本規則」、「学則」その他関係規定に基づき、学長を中心とした経営及び教学運営体制を整備しています。学長の下、重要事項を審議する役員会、経営に関する重要事項を審議する経営協議会及び教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会を設置し、それぞれの規程において権限及び責任を明確にするとともに、構成員や議事録をウェブページ等を通じて公表することにより、法人運営の透明性の確保に努めています。 また、学長の職務を補佐し、法人の円滑な運営に資するために、学長の下に８つの運営機構室（資産管理室、教育推進室、入試・学生支援室、国際交流推進室、研究推進室、地域連携室、評価室、広報戦略室）を設置し、「運営機構室規程」において、その権限と責任を明確にしています。 ・国立大学法人大阪教育大学基本規則 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/152.html ・大阪教育大学学則 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/1.html ・役員等紹介 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/exec_mem.html ・国立大学法人大阪教育大学役員会規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/153.html ・国立大学法人大阪教育大学経営協議会規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/155.html ・国立大学法人大阪教育大学教育研究評議会規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/158.html ・国立大学法人大阪教育大学運営機構室規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/3.html
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	当法人は、教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等について、中期目標・中期計画期間における人事に関する計画、男女共同参画推進行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、これらをウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。 総合的な人事方針については、「国立大学法人大阪教育大学人事基本方針」を策定し、公表しています。また、この人事方針を踏まえた職種別のより具体的な人事方針として、大学教員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学大学教員の人事に関する基本方針」）及び事務系職員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学事務系職員等の人事に関する基本方針」）を制定したほか、附属学校園教員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学附属学校園教員の人事に関する基本方針」）を策定し、制定しています。 このほか、中期目標・中期計画期間における人事に関する計画は「国立大学法人大阪教育大学第４期中期計画」の９ページに、男女共同参画推進行動計画は「大阪教育大学男女共同参画推進行動計画」に、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は「国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画」に掲載していますので、ご参照ください。 ・国立大学法人大阪教育大学人事基本方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/resources/_file/kikaku/houteikokai/jinji_hoshin.pdf ・国立大学法人大阪教育大学第４期中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/plan/mplan/m4/planr4.pdf ・大阪教育大学男女共同参画推進行動計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/diversity/suisinkoudoukai2024_2027-2.pdf ・国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法） https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/diversity/jisedai2026_2027.pdf ・国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画（女性活躍推進法） https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/other/diversity/katsuyaku2024_2027.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		当法人は、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを示すため、中期目標・中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を策定し、これらをウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。 詳細は下記ウェブページの12ページから16ページに掲載していますので、ご参照ください。 ・国立大学法人大阪教育大学第4期中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/plan/mplan/m4/planr4.pdf
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	当法人は、教育研究の費用及び成果等について、財務諸表等をウェブページ等を通じて公表することにより、法人の活動状況や資金の使用状況を明らかにし、経営の透明性の確保に努めています。 令和4年度以降は、財務情報と非財務情報を組み合わせた統合報告書を毎年度作成し、公表しています。統合報告書では、貸借対照表・損益計算書の概要や主な増減要因、本学の運営状況、財務戦略上のトピック、財務指標の経年比較等により財務状況をわかりやすく示すとともに、本学のビジョンや戦略、教育活動の取組、研究成果、社会との共創に向けた取組等を紹介し、本学がその経営基盤を活用してどのように社会的価値を創造しているのかを示しています。 ・財務に関する情報（財務諸表、事業報告書、決算報告書等） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/zaimu/zaimujoho/index.html ・統合報告書 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kouhou/relations/integrated_report/
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		当法人は、大学教員においては、系主任、部局長、附属学校園長及び学長補佐（以下「系主任等」という。）を将来の経営人材候補と位置づけ、若手・中堅教員の抜擢を進めるとともに、ダイバーシティの観点を意識し、女性教員、外国籍の教員等の区別なく、年齢、職位等にとられない能力主義の登用を行うとともに、その実績については厳正に評価を行うこととしています。また、系主任等が、学長、理事や副学長の企画立案、方針決定のプロセスに積極的に関与し、大学経営を経験する機会を確保しています。 大学教員以外の職種の教職員についても、資質、能力に基づき、大学経営を担い得る卓抜した人材については、従来の慣習にとらわれず、積極的に機会を与え、登用を行っています。 また、将来の経営人材に対し、経営・マネジメント等に関する知識の習得や学外者との繋がりを持たせるため、国や他大学、地方公共団体、教育委員会との連携事業に積極的に関わらせるとともに、計画的に学外におけるマネジメントセミナーや研修会等に参加させています。 このほか、経営及び教学運営を担う人材の確保等の方針を定めた「国立大学法人大阪教育大学における経営人材の確保・育成方針」を策定し、公表しています。 フォローアップに関しては、「国立大学法人大阪教育大学第4期中期計画」の計画番号（10）の3において、「長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成のため、若手・中堅層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせる。」こととしていることから、随時、進捗を確認することとしています。 ・国立大学法人大阪教育大学における経営人材の確保・育成方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/resources/_file/kikaku/houteikokai/jinji_keiei_jinzai.pdf ・国立大学法人大阪教育大学第4期中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/plan/mplan/m4/planr4.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		法人の長である学長（以下「学長」という。）は、ビジョンである基本目標を達成するために、理事、副学長、機構長等の学長を補佐するための人材を学長自身の指名により、適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。また、これらの人材を育成・確保するため、学識が優れ、かつ、本学の経営を担い得る人材と判断するものを、若手・中堅の段階から、経営にかかわる様々なポストに登用し、世代の継続性を意識した人材育成に努めています。さらに、各補佐人材の責任・権限等を以下のとおり学内外に公表する規則等により明確にしています。 ・ 国立大学法人大阪教育大学基本規則（理事、副学長、学部主事の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/152.html ・ 大阪教育大学における系会議及び系主任の役割について（系主任の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/948.html ・ 大阪教育大学附属図書館規程（附属図書館長の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/361.html ・ 大阪教育大学附属学校園管理運営規則（附属学校園長、校舎主任及び副校長の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/138.html ・ 各機構、センター、研究科の設置規程（機構長、センター長、研究科主任の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/index.html ・ 大阪教育大学学長補佐設置に関する規程（学長補佐の権限等の明記） https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/303.html
原則 2-3-1 役員会の議事録		当法人では、重要事項について学長が意思決定する前に必ず役員会を開催し、十分な検討・討議を行い、適正な経営の確保に努めています。 また、役員会開催後は速やかに議事録を本学ウェブページで公表しています。 ・ 国立大学法人大阪教育大学役員会規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/153.html ・ 役員会議事要旨 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/exec/archives.html
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		当法人では、男女共同参画推進行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画による取組や他大学及び産業界等と連携し、性別や国際性の観点でのダイバーシティの環境を確保するとともに、重要課題である「教育の情報化」に精通している者、コンプライアンス、労務管理、リスクマネジメント等に関する知見を有している者、大学運営全般に精通している者等を外部人材として役員等に採用し経営層の厚みを確保しています。 なお、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかという点については、「国立大学法人大阪教育大学における経営人材の確保・育成方針」及び「国立大学法人大阪教育大学人事基本方針」を策定し、公表しています。役員の氏名、略歴及び本学での担当業務については、既に本学及び文部科学省のウェブページ等により公表しています。また、これらの人事方針を踏まえた職種別のより具体的な人事方針として、大学教員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学大学教員の人事に関する基本方針」）及び事務系職員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学事務系職員等の人事に関する基本方針」）、附属学校園教員に係る人事方針（「国立大学法人大阪教育大学附属学校園教員の人事に関する基本方針」）を制定しています。 男女共同参画推進行動計画は「大阪教育大学男女共同参画推進行動計画」に、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は「国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画」に、他大学との連携は別途ウェブページに、役員等の経歴については本学のウェブページに掲載していますので、ご参照ください。 ・ 国立大学法人大阪教育大学における経営人材の確保・育成方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/resources/_file/kikaku/houteikokai/jinji_keiei_jinzai.pdf ・ 国立大学法人大阪教育大学人事基本方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/resources/_file/kikaku/houteikokai/jinji_hoshin.pdf ・ 大阪教育大学男女共同参画推進行動計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/diversity/suisinkoudoukeikaku2024_2027-2.pdf ・ 国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法） https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/diversity/jisedai2026_2027.pdf ・ 国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画（女性活躍推進法） https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/other/diversity/katsuyaku2024_2027.pdf ・ 他大学との連携 https://opened.network/ ・ 役員等の経歴について https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/exec_mem.html

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	当法人では、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、大学に関し広くかつ高い識見を有する人材から、経営協議会に教育、経済、地域等の多様な分野の学外委員を選任し、それぞれの専門性や知見からなる有益な意見・助言を求め、積極的に法人運営に活かすことを選考方針として定め、公表しています。現経営協議会委員には、産業界や関係自治体等から多様な関係者が参画しています。 経営協議会の運営に当たっては、学外委員を含む多くの委員が出席できるよう、あらかじめ年間の開催日程を提示しています。また、審議事項及び報告事項ごとに、内容を分かりやすく記載した概要を添付した資料を事前に送付することで、会議での説明時間を極力減らし、十分な審議時間を確保するよう工夫しています。さらに、毎回、テーマを設けて意見交換を行うことにより、学外委員の多様な専門性や知見に基づく意見・助言を聴取し、その内容を法人運営に反映するとともに、その活用状況を公表しています。 ・経営協議会 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/manage/
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		当法人の学長選考・監察会議では、学長の選考に当たって、求める資質・能力等を示した「国立大学法人大阪教育大学学長候補者選考基準」を踏まえるとともに、「国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程」に則り、慎重かつ必要な議論を十分に尽くし、適正に選考を行い、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。 なお、令和３年６月に意向投票を廃止し、同年１０月に構成員が学長候補者の所信表明を聴き質疑応答できる公聴会の場を設けました。 ・学長選考・監察会議 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/gakuchosenko/gakuchosenkogiji.html ・国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/243.html
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	当法人では、学長がミッションの実現に向けて安定的にリーダーシップを発揮できるよう、学長の任期を「４年、再任可（原則１回２年）、通算６年」と定めています。これにより、中期目標・中期計画期間との整合性を確保し、適切な業績評価を可能とするとともに、在任期間の長期化による弊害を排除するよう配慮しています。 また、４年の任期満了時の再任に際しては、学長選考・監察会議が当該学長の業績等を審査し、優れた業績を上げていると判断した場合には、再任を決定することができるとしています。ただし、公平性を担保するため、令和７年度に実施した任期満了に伴う学長選考は従前どおり候補者の推薦を求めた結果、候補者が現職の学長１人となりました。このため、規程に基づき選考過程の一部を省略し、学長選考・監察会議において業績等の審査を行った上で、再任を決定しました。 なお、例外的に学長選考・監察会議が特別に必要と認めた場合には２回目の再任を認め、最長８年まで延長できる規定を設けております。これは大学を取り巻く情勢を踏まえ、将来を大きく左右する重要なミッションの実現に向けて、学長の続投が必要不可欠と判断される場合に適応される特例措置です。 ・国立大学法人大阪教育大学学長の任期に関する規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/245.html ・国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/243.html ・学長選考・監察会議 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/gakuchosenko/gakuchosenkogiji.html
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		当法人の学長選考・監察会議では、任期途中であっても学長の解任を文部科学大臣に申し出ることができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続きを整備し、公表しています。 ・国立大学法人大阪教育大学学長解任の申し出に関する規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/613.html ・国立大学法人大阪教育大学学長の解任申出手続に関する細則 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/961.html

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		当法人の学長選考・監察会議では、学長の業務執行状況を確認するため、毎年度学長業績評価を行い、その結果を本人に提示するとともに、当該評価結果を公表しています。さらに、令和２年度の学長業績評価から任期途中における中間評価を行うとともに、学長へのヒアリングの実施など今後の法人経営に向けた助言を行っています。 ・学長業績評価 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kaigi/gakuchosenko/gakuchosenkogiji.html ・国立大学法人大阪教育大学学長業績評価規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/663.html
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	教育研究評議会（令和８年４月１５日）及び経営協議会（令和８年６月２４日）において、当法人の学長選考・監察会議の委員の選任方法について審議しました。教育研究評議会選出委員については投票で、経営協議会選出委員については幅広い分野や知見・経験等のバランスを考慮して互選で選任し、選任方法や選任理由を公表しています。 ・学長選考・監察会議の委員の選任方法等について https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/operation/kaigi/gakuchosenko/r8senninhouhou.pdf
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		当法人の学長選考・監察会議では、第６３回会議（令和２年１１月１９日）において、法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方について検討を行い、現在、大学総括理事は設置しないこととしました。また、当該検討については下記に記載し、公表しています。 ・第６３回学長選考会議記録 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/images/resources/_file/somu/gakucho_senko/gakuchosenko_63.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	当法人では、法令に基づく情報公開を適切に実施するとともに、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動に関する情報を大阪教育大学ウェブページや統合報告書等を通じて公表し、透明性の確保を図るとともに、社会に対する説明責任を果たし、社会からの理解と支持を得られるよう努めています。 また、法令に基づき「業務方法書」を整備し、適正かつ効率的な業務運営を行っています。 ○内部統制の仕組み 当法人は業務方法書に基づき、「内部統制に関する規則」を制定し、業務の有効性向上や法令遵守、資産保全等を目的とした体制を整備しています。役員会が統括し、学長が最終責任を負う体制のもとで、各理事が「内部統制担当役員」として所掌する組織又は業務を監督します。部局では部局長が「内部統制推進責任者」として実務の運用と不備の是正を担い、全職員が不正等の報告義務を負うことで組織的な統制を維持しています。 監視体制は、部局による「日常的モニタリング」、担当役員による「定期モニタリング」に加え、監事・監査室による「独立的評価」、学長選考・監察会議による「監察（学長の業務執行状況の確認及び業績評価）」という多層的モニタリングを構築しています。これらの検証結果は役員会へ報告され、運営機構室等への改善指示を通じて継続的なガバナンスの強化を図る仕組みとなっています。また、監事監査、内部監査及び会計監査人監査において指摘された事項等については、対応状況を所定の様式により整理・可視化し、是正・改善の確実な実施及び再発防止につなげるフォローアップの仕組みを構築しています。 ○コンプライアンス推進体制 当法人では、学長を統括責任者とし、理事を「コンプライアンス総括責任者」、各部長を「コンプライアンス推進責任者」とする重層的なコンプライアンス推進体制を構築しています。全学的な方針策定から各組織での具体的な指導・監督までを体系的な仕組みとして実施するとともに、法令違反等の事実を知り得た際の公益通報制度を整備し、通報窓口を公表しています。役職員等が高い倫理観に基づき誠実かつ公正に職務を遂行できる環境を整えることで、社会的信頼の維持に努めています。また、コンプライアンス研修等を継続的に実施し、役職員の意識向上と法令順守の徹底を図っています。 ○危機管理体制 「危機管理規程」を整備し、学長を室長とする「危機管理室」の設置により、全学的な危機管理体制と対処方法を明確にしています。危機管理室においては全学的な危機事案を一元的に集約・分析し、危機発生時には、危機管理最高責任者である学長のもと、迅速かつ的確に対処できる体制を構築しています。また、社会情勢や大学を取り巻くリスクの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行っています。 ○監査 当法人では、監査を内部統制システムの一部として位置づけています。監事による監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査からなる「三様監査」を実施しています。それぞれが独立した立場から監査を行い、相互に連携・補完することで、業務の適正性や内部統制の有効性を多面的かつ効率的に確認しています。監査結果については、関係部局による改善措置及びフォローアップを通じて、内部統制の継続的な改善につなげています。 ○研究インテグリティ確保に向けた体制 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保をはじめ、研究活動に関わって今後も新たに対応が必要となる様々な状況に対し、研究推進室と各委員会等は関係規程や各種整備について必要に応じて見直しを行っています。また、リスクが顕在化する前に適切に対処できるよう、情報共有及び相互連携を図りながら、予防的な対応と重大事案への迅速な対応に努めています。

記載事項	更新の有無	記載欄
		・大阪教育大本学ウェブページ大学紹介 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/index.html ・情報公開・個人情報保護 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/ ・統合報告書 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kouhou/relations/integrated_report/ ・国立大学法人大阪教育大学業務方法書 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/968.html ・内部統制 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/internal_controls.html ・国立大学法人大阪教育大学内部統制システム体制図 https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/university/operation/internal/taisei_ic3.pdf ・国立大学法人大阪教育大学コンプライアンス規程 https://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/print/739.html ・公益通報・相談窓口について https://osaka-kyoiku.ac.jp/forstaff/report.html ・危機管理体制について https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/emergency/taisei.html ・監査 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/kansa.html ・研究インテグリティ https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/integrity.html
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	当法人では、「広報に関する基本方針」に基づき、本学の教育・研究・社会貢献活動等に関する情報を積極的に発信し、多様なステークホルダーとの相互理解を深め、本学への理解と支持を得るための広報活動を推進しています。本学ウェブページにおいて、法人運営・教育・研究・社会貢献活動等に関する情報をわかりやすく公表するとともに、SNS等の多様な媒体を活用し、情報の内容や目的に応じた情報発信を行っています。なお、法令に基づく情報公開については、本学ウェブページに「法定公開情報」ページを設け、適切に公開しています。 ・広報に関する基本方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kouhou/pr_policy/ ・本学ウェブページ https://osaka-kyoiku.ac.jp/ ・法定公開情報 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	当法人では、多様なステークホルダーに必要な情報を分かりやすく届けるため、対象、内容及び方法を意識した情報発信に取り組んでいます。 本学ウェブページでは、「入学希望の方」「教育関係の方」「一般の方」「企業の方」「卒業生の方」「在学生・保護者の方」の利用者別メニューを設け、必要な情報にわかりやすくアクセスできるよう工夫しています。また、Instagram、X、YouTube等のSNSを活用し、本学の特色ある取組や学生・教職員の活動等を、それぞれの媒体の特性を生かして発信しています。 さらに、財務情報と非財務情報を組み合わせた「統合報告書」を毎年度作成し、本学のビジョンや戦略、教育・研究活動、社会との共創に向けた取組等を分かりやすく紹介することにより、ステークホルダーの本学に対する理解を深めるための情報発信に取り組んでいます。 これらの広報活動を効果的・効率的に推進するため、広報計画の策定や広報体制の充実を図るとともに、広報活動の成果を検証し、継続的に改善する取組を実施しています。 ・本学ウェブページ https://osaka-kyoiku.ac.jp/ ・SNS・ブログ・パンフレット https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kouhou/relations/ ・統合報告書 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kouhou/relations/integrated_report/

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		当法人は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを一体的に策定のうえ、卒業時に到達目標を獲得できることを目指した、到達目標達成型の教育課程を実施しており、大学ウェブページ（3つのポリシー、学位プログラム）で公表しています。また、各学期毎に実施する学生による授業評価（アンケート）の集計や、卒業生の進路状況を大学ウェブページで公表しています。 ・教育情報の公表（学校教育法施行規則第172条の2に基づく情報公開） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/disclosure/gakkokyoiku172.2.html ・教員の養成の状況についての情報の公表（教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく情報公開） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/disclosure/menkyoho_22.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/disclosure/law22.html